

## 西脇市犯罪被害者等支援条例の解説

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

### 【解説】

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族は、十分な支援を受けられず社会で孤立してしまうなど、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。

この条例案は、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう、犯罪被害者等を支えることを目的として制定するものです。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等がひぼう中傷、報道等により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調その他の犯罪等により間接的に生じる被害をいう。

### 【解説】

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等、刑法その他わが国の刑罰法令に触れる行為をいいます。

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪で

はないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた本人及びその家族又は遺族をいいます。

「家族」の範囲については、民法上の親族の規定を準用します。

「犯罪等による被害」については、基本的には警察署長に被害届を提出しているなど犯罪等の被害に遭ったことが客観的に確認できるものに限ります。

この条例では、支援の入口の段階では、広く地域社会を担っている方々を「犯罪被害者等」として支援することとしています。これは、犯罪等の被害はいつどこで遭うか分からないため、日頃生活している場所で相談をお受けできるようにしたためです。

ただし、市ができる支援は、本市に住民登録をしている方としていない方では異なります。住民登録をしていない方に対しては、相談、情報提供及びその方が住民登録をしている自治体への橋渡しを行います。

- (3) 関係機関等 犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にある機関、すなわち国、県、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体、民間の支援団体及び医療機関などをいいます。
- (4) 二次的被害 犯罪等により直接的に受ける被害のほか、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又は報道機関の報道により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調などその他の犯罪等により間接的に生じる被害をいいます。

#### 【参考】

- ◆「市民」とは、西脇市自治基本条例第2条第1号の規定によるものとしています。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。

#### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害

することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報  
の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

**【解説】**

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、それぞれの犯罪被害者等の被害の状況及び原因、日常生活への影響その他の事情に応じて適切に途切れることなく行われなければなりません。

支援の過程においては、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適切な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければなりません。

**（市の責務）**

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

**【解説】**

市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すことができるよう関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関し提供できる施策を策定し、実施しようとするものです。

また、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施できるよう体制を整備するものとします。

**（市民の責務）**

第5条 市民は、犯罪被害者等の名誉若しくは生活の平穏を害し、又は二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

**【解説】**

犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すことができるようになるには、地域の方々の温かい理解と支えが必要です。

また、犯罪被害者等がいわれのない二次的被害に遭わないよう、犯罪被害者等が置かれた苦境を市民が理解し、市及び関係機関等が行う支援に協力するものとします。

(事業者の責務)

第6条 犯罪被害者等を雇用する事業者は、前条に規定する責務を有するほか、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

【解説】

事業者も市民の一員であり、市民の責務を有するとともに犯罪被害者等がその被害に関する捜査、裁判手続などに関わることができるよう職務内容や勤務体制などの職場環境について配慮するものとします。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

市は、犯罪被害者等が抱えている様々な問題について、各関係機関等の役割が果たせるよう連携を行い、必要な情報の提供や助言などを行うための窓口を設置するものとします。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等への経済的支援としては、国の制度である犯罪被害者等給付金制度があります。この制度は、通り魔殺人など

の故意の犯罪等により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重症病や障害が残った犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。この他、死亡、障害による損失の公的補償としては、遺族年金、障害年金の制度があります。

しかし、いずれの制度も申請から支給までの期間がある程度かかるため、市が当座必要な資金として一時金を支給するものとしします。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

【解説】

本人、家族が犯罪等による被害を受けると病院の付き添いや警察の事情聴取、裁判手続など時間や行動に制約があります。

また、精神的な傷を受けて家事ができない場合などに、家事支援及び一時保育に要する費用を助成するものとしします。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、市営住宅への入居における特別の配慮並びに新たに入居する賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うものとする。

【解説】

犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、一時的な市営住宅の提供並びに新たに入居する賃貸住宅の家賃の一部及び転居に要する費用を助成するものとしします。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための必要な施策を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等が被害を受けた後も職場の理解や配慮により働き続けられることが望まれます。そのため事業主に対して雇用の安定に協力していただけるよう働きかけるものとします。

また、同じ職場で働き続けることが困難になった場合に、市は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた就労支援をハローワーク等と連携して行うものとします。

(市民の理解の促進)

第12条 市は、市民の理解を深めるため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報及び啓発その他の必要な施策を行うものとする。

【解説】

市は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について、市民の理解を深めるため、リーフレットの配布や広報にしわき及び市ホームページなどを利用し、啓発活動を行うものとします。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この条例に規定されている事項のほか、施行に必要な事項は規則で別に定めることとしています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。